# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 8 | 後期高齢者医療関係事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 綾部市は、後期高齢者医療関係における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 京都府綾部市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年5月7日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療保険事務 |
| ②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、医療給付に関する申請及び届出の受付等を行っている。<br>特定個人情報ファイルは、主に次の事務に使用する。<br>保険給付及び資格管理、保険料の賦課及び収納 |
| ③システムの名称 | 後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市町村基幹業務支援システム、市町村基幹業務支援システム（標準準拠システム）、福祉系基幹業務支援システム、福祉系基幹業務支援システム（標準準拠システム）、中間サーバ |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 後期高齢者医療保険ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表の85の項<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条（第1号から第6号） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法　第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の2<br>[情報連携]第115の項<br>[情報照会]第117の項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 市民環境部　市民・国保課 |
| ②所属長の役職名 | 市民・国保課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 綾部市　企画総務部　総務課<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-0502 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 綾部市　市民環境部　市民・国保課　医療年金担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-4246 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ○ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 異動・照会の権限において、自庁システム側で職員のアクセス権限を設定しており、また、アクセス権限の所有者はID、パスワード等を適切に管理している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br>＜選択肢＞<br>1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9） 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | セキュリティが確保されていたネットワーク環境を整備し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠のできる書棚等に保管している。 |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年4月26日 | Ⅰ5②所属長の役職名 | 市民・国保課長　芦田　正彦 | 市民・国保課長 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | Ⅰ7.請求先 | 綾部市　総務部　総務課　情報管理担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 綾部市　企画総務部　総務課　情報管理担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | Ⅰ8..連絡先 | 綾部市　市民環境部　市民・国保課　国保年金担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 綾部市　市民環境部　市民・国保課　国保・高齢者医療担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | Ⅱ1. いつの時点の計数か | 平成30年4月1日　時点 | 平成31年4月1日　時点 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | Ⅱ2. いつの時点の計数か | 平成30年4月1日　時点 | 平成31年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和2年4月28日 | Ⅱ1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和2年4月28日 | Ⅱ2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月18日 | Ⅱ-1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和3年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和3年6月18日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和3年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和3年6月18日 | Ⅰ7請求先 | 企画総務部　総務課　情報管理担当 | 企画総務部　総務課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| 令和3年6月18日 | Ⅰ1③システムの名称 | | 後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市町村基幹業務支援システム、福祉系基幹業務支援システム、中間サーバ | 事後 | 評価の更新 |
| 令和4年6月13日 | Ⅱ-1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和3年5月1日　時点 | 令和4年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和4年6月13日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和3年5月1日　時点 | 令和4年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和5年6月13日 | Ⅱ-1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和4年5月1日　時点 | 令和5年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和5年6月13日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年5月1日　時点 | 令和5年5月1日　時点 | 事後 | 評価の更新 |
| 令和6年4月3日 | Ⅰ7請求先 | 綾部市　企画総務部　総務課<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 綾部市　企画総務部　総務課<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-0502 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | Ⅰ8連絡先 | 綾部市　市民環境部　市民・国保課　国保・高齢者医療担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-3280 | 綾部市　市民環境部　市民・国保課　医療年金担当<br>〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1<br>0773-42-4246 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | Ⅱ-1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和5年4月1日　時点 | 令和6年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和5年4月1日　時点 | 令和6年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅰ　3.個人番号の利用 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第９条第１項　別表第一の５９の項 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第９条第１項　別表の８５の項 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅰ　4.情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第１９条第７号　別表第二（８０から８３の項）<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第４３条（第１号から第１１号） | ・番号法　第１９条第８号<br>・番号法第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の２<br>[情報連携]第115の項<br>[情報照会]第117の項 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅱ-1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和6年4月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和6年4月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅳ　6.情報提供ネットワークシステムとの接続 | [○]接続しない（入手）<br>[○]接続しない（提供） | [　]接続しない（入手）<br>[　]接続しない（提供） | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅳ-6　目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | 2）十分である | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅳ-6　不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | | 2）十分である | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅱ-2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和6年4月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年5月7日 | Ⅳ8. 人手を介在させる作業 | 記載なし | 対策は十分である。（判断根拠の記載） | 事前 | 新様式への移行に伴う追加記載 |
| 令和7年5月7日 | Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | 記載なし | 対策は十分である。（判断根拠の記載） | 事前 | 新様式への移行に伴う追加記載 |
| 令和7年5月7日 | Ⅰ1.③システムの名称 | 後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市町村基幹業務支援システム、福祉系基幹業務支援システム、中間サーバ | 後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市町村基幹業務支援システム、市町村基幹業務支援システム（標準準拠システム）、福祉系基幹業務支援システム、福祉系基幹業務支援システム（標準準拠システム）、中間サーバ | 事前 | |